

第79回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成29年6月29日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテル メルパルク大阪
4階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■第79回定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	3
第1号議案 取締役7名選任の件……………	3
第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する 対応策(買収防衛策)の更新の件……………	7

【添付書類】

事業報告……………	19
連結計算書類……………	43
計算書類……………	45
監査報告書……………	47



田淵電機株式会社

証券コード：6624

証券コード：6624
平成29年6月13日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田 淵 電 機 株 式 会 社
取締役社長 貝方士 利浩

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第79期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト上 (<http://www.zbr.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト (<http://www.zbr.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 【再任】 取締役 在任期間 46年 10ヶ月	たぶちてるひさ 田淵暉久 (昭和17年3月7日生) 取締役会への出席状況 15回中15回	昭和39年4月 当社入社 昭和45年9月 当社取締役 昭和48年9月 当社常務取締役 昭和51年10月 当社専務取締役 昭和58年10月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	1,202,850株
(取締役候補者とした理由)			
同氏は、創業家出身であり取締役在任47年、代表取締役在任34年となります。その間、海外生産展開を推進するとともに、主たる事業をトランス・電源から太陽光発電用パワーコンディショナ分野へ拡大することを主導してまいりました。また、経済界ほか各方面に広く人脈を有しております。これまで蓄積した経験を活かして、引き続きグループの経営を総覧するべく、取締役として選任をお願いするものです。			
(取締役候補者と当社との特別利害関係)			
同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			
2 【再任】 取締役 在任期間 12年 0ヶ月	かいほうしとしひろ 貝方士利浩 (昭和35年9月20日生) 取締役会への出席状況 15回中15回	昭和60年4月 田淵電子工業株式会社入社 平成13年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役社長（現任） 平成26年6月 当社執行役員会議長（現任） 平成29年4月 当社エネルギー・ソリューション事業本部統括（現任）	105,817株
(取締役候補者とした理由)			
同氏は、経理、IT、経営企画部門における業務経験を有しております。経営の執行責任者として、太陽光発電用パワーコンディショナ事業を収益の柱として確立させ、当社の急速な成長を実現させました。事業環境の急速な変化の中、全社一丸となった事業推進を主導しております。このような実績から、引き続き同氏の能力・経験を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。			
(取締役候補者と当社との特別利害関係)			
同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 【再任】 取締役 在任期間 11年 0ヶ月	さかべしげかず 阪部茂一 (昭和23年4月14日生) 取締役会への出席状況 15回中15回	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 平成9年10月 同社先端技術総合研究所主管技師長 平成18年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社技術開発本部統括 平成23年6月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社取締役副社長執行役員（現任） 平成28年4月 当社技術開発総括本部長 平成29年4月 当社グループCTO 技術開発本部統括（現任）	85,606株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、電磁誘導分野の工学博士として大手総合電機メーカーの研究所で重責を務めるなど、技術的立場での豊富な知識と経験を有しております。当社グループの技術総括責任者として、国内外の技術開発体制の再構築・強化に努めてきました。このような実績から、引き続き同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		
4 【再任】 取締役 在任期間 12年 0ヶ月	ささのまさお 佐々野雅雄 (昭和33年10月15日生) 取締役会への出席状況 15回中15回	昭和56年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役（現任） 平成23年4月 当社経営管理本部統括（現任） 平成26年6月 当社常務執行役員（現任）	63,852株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、海外拠点、経理財務、経営管理部門における業務経験を有しており、当社及びグループの管理統括責任者としてガバナンス体制の構築、グループ基幹業務システムの再構築等に取り組んでおります。このような実績から、引き続き同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 【再任】 【社外】 【独立】	しお っ せい じ 塩 津 晴 二、 (昭和15年1月4日生)	昭和39年4月 早川電機工業株式会社 (現シャープ株式会社) 入社 平成3年6月 同社取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社顧問 平成17年6月 当社顧問 平成18年6月 シャープ株式会社顧問退任 平成19年6月 当社取締役(現任)	50,392株
取締役 在任期間 10年 0ヶ月	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、大手総合電機メーカーの経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に亘り積極的に意見・提言等を行い、経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き社外取締役として同氏の能力・経験等を経営に活用することで、経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>(社外取締役候補者と当社との特別利害関係)</p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		
6 【再任】 【社外】 【独立】	はや の とし ひと 早 野 利 人 (昭和21年12月3日生)	昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 国際証券株式会社代表取締役専務 平成13年6月 国際キャピタル株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニュー・フロンティア・パートナーズ 株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 中部大学経営情報学部教授 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 社外監査役(現任)	500株
取締役 在任期間 3年 0ヶ月	<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団顧問 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、事業法人の経営者並びに大学教授としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に亘り積極的に意見・提言等を行い、経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き社外取締役として同氏の能力・経験等を経営に活用することで、経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>(社外取締役候補者と当社との特別利害関係)</p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 【新任】 【社外】	おお さか せい じ 逢 坂 清 治 (昭和33年10月28日生)	昭和57年4月 TDK株式会社入社 平成21年6月 同社執行役員 平成24年6月 同社常務執行役員(現任) 平成29年4月 同社戦略本部長兼人事担当(現任) (重要な兼職の状況) TDK株式会社常務執行役員	-
	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>(社外取締役候補者と当社との特別利害関係)</p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>同氏が取締役常務執行役員を務めるTDK株式会社と当社との間では、資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。</p>		

- (注) 1. 塩津晴二、早野利人及び逢坂清治の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は塩津晴二、及び早野利人の両氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 塩津晴二、早野利人及び逢坂清治の3氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 - (2) 当社は、塩津晴二、及び早野利人の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、逢坂清治氏の選任が承認された場合、同様に当該契約を締結する予定であります。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、平成20年6月27日開催の第70回定時株主総会、平成23年6月29日開催の第73回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において買収防衛策を更新いたしました（以下現行の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期限は、本株主総会終結の時であり、当社は、会社法第370条及び当社定款第24条第2項（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、現行プランの更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をお願いすることを平成29年6月2日付にて決議いたしました。

本プランにつきましては、当社監査役3名は、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。なお、本日現在、当社は、当社株式の大量買付けに係る提案等を一切受けておりません。

平成29年3月31日現在の大株主の状況は、事業報告の2. (4)「大株主」の表に記載のとおりであります。

本プランの内容は下記のとおりであります。

記

1. 本プランに係る手続き

(1) 対象となる買付け等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（以下「買付け等」という。）がなされる場合を適用対象とする。買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従うこととする。

①当社が発行者である株券等（註1）について、保有者（註2）及びその共同保有者（註3）の株券等保有割合（註4）が20%以上となる買付け（ただし、その者が買付けを行うことが、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと、当社取締役会が経済合理性に基づいて個別に判断した場合は除く。）

②当社が発行者である株券等（註5）について、公開買付け（註6）に係る株券等の株券等所有割合（註7）及びその特別関係者（註8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（註1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。

- (註2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
- (註3) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づく共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。
- (註4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
- (註5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下(2)において同じ。
- (註6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
- (註7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
- (註8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。

(2) 買付者等による買付説明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び買付け等の概要並びに当該買付者等が買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した日本語による意向表明書を提出する。

当社取締役会は、当該意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、買付者等に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という。)のリストを交付し、買付者等は、速やかに本必要情報を記載した日本語による書面(以下「買付説明書」という。)を当社の定める書式により当社取締役会に提出する。

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、当社グループと同種の事業についての経験等を含む。)
- ②買付け等の目的、方法及び内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含む。なお買付け等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出する。)
- ③買付け等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。)
- ④買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)

- ⑤買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- ⑥買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑨当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点からの適法性に関する見解
- ⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、当初提出の情報を詳細に検討した上で、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、買付者等に対し、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を要求する。

当社取締役会は、買付け等の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様のために必要であると判断した場合には、適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表する。

(3) 評価・検討期間の設定

当社取締役会は、買付け等に関する評価・検討の難易度に応じて、買付者等が買付説明書の提出を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする買付け等による当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の買付け等の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「評価・検討期間」という。）として確保する。ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のため、必要な範囲内で、評価・検討期間を最長30日間延長することができるものとする。この場合、延長期間と延長理由を開示する。

当該評価・検討期間中、当社取締役会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言をうけながら、買付説明書を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表する。

また、当社取締役会は、必要に応じて、買付者等との間で買付け等に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として株主の皆様に対して代替案を提示することができる。

なお、買付者等は、評価・検討期間が終了するまでは、買付け等を開始することはできない。

(4) 独立委員会の設置

本プランの運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、当社取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置する。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成される。

独立委員会は、評価・検討期間において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、買付け等の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告する。

当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、以下の(5)対抗措置の取扱いを最終決定する。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとする。

なお、独立委員会規程の概要及び独立委員会委員の氏名・略歴は、別紙1及び別紙2記載のとおりである。

(5) 対抗措置の取扱い

買付け等から対抗措置に至るまでの本プランの手続きフローチャートは、別紙3記載のとおりである。当社取締役会が対抗措置の発動ないし不発動を判断する基準は以下のとおりとする。

- ①買付者等が本プランに係る手続きを遵守し、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合、当社取締役会は、本プランを発動しないものとする。
- ②買付者等が本プランに係る手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守せずに買付け等を開始した場合、本プランを逸脱した場合、その他買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」という。）を実施する。

新株予約権を無償で割当てする場合の要領は、別紙4「新株予約権の概要」に記載のとおりとする。

③買付者等が本プランに係る手続きを遵守するも、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断された場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守している場合でも、買付者等による買付け等が以下のいずれかに該当した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものと判断し、上記②と同様に本新株予約権の無償割当て等を実施することがある。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、当社株式につき当社又は当社関係者に対して高値で引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の重要な資産等を買付者等やそのグループ会社又はその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- (v) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 買付け等の条件（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」という。）の処遇等の方針等を含む。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適当な買付け等である場合
- (vii) 買付者等による買付け等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付け等である場合

- (vii) 買付者等の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ix) その他 (i) から (viii) に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

④本プランの中止について

当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日までは本新株予約権の無償割当て等の中止、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日以降行使期間の初日の前日までは新株予約権を無償取得することを決定できる。

- (i) 買付者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合
- (ii) 判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が上記③に定める要件のいずれにも該当しないか、若しくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当ではない場合

2. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主の皆様に与える影響

本プラン更新時においては、本新株予約権の無償割当て等を行わないため、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 新株予約権の無償割当てがなされたときに株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、買付者等に対して対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を無償で割当てます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、前述の1.「本プランに係る手続き」(5)④に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て等の決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が買付者等に対して対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当ての割当て期日を公表いたします。割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期限は、平成32年開催予定の第82回定時株主総会終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で廃止又は変更されるものとします。

当社取締役会は、本プランに反しない範囲、又は関係諸法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が関係諸法令に基づき適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

4. 本プランの高度な合理性

本プランの高度な合理性については、事業報告の7. (4)「不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由」①から⑧に記載のとおりです。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会の設置
買収防衛策の導入が、当社株主総会において承認された場合は、株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により、独立委員会を設置する。
2. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、当社取締役会より諮問を受けて、当社経営陣から独立して、買付者等による当社株式等の買付け等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねるものであるか否かを客観的に判断し、当社取締役会に勧告することを目的とする。
3. 独立委員会の員数及び資格
独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、①社外有識者、②当社社外監査役、又は、③当社社外取締役の中から、当社取締役会が選任する。
なお、上記①「社外有識者」とは、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、弁護士、公認会計士、投資銀行業務に精通する者、経験豊富な企業経営者、官庁出身者又はこれらに準ずる者とする。
また、「当社経営陣から独立している」とは、当社と社外監査役・社外取締役としての関係以外の一切の利害関係を有さない者とする。
4. 委員の選任及び解任
 - (1) 独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任する。
 - (2) 当社取締役会は、委員の選任にあたっては、上記第2項「独立委員会設置の目的」に適うよう、企業価値ひいては株主共同の利益に関する法的・経営的側面における十分な知識を有するものを選任する。
 - (3) 独立委員会は、その決議によって独立委員会の委員の中から委員長を定める。
 - (4) 独立委員会の委員の解任は、当社取締役会の決議により行う。
 - (5) 独立委員会の員数が欠けた場合には、任期の終了又は辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。
5. 委員の任期
独立委員会の委員の任期は、選任の時から当社の本プランの有効期間満了の時までとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 独立委員会が解散する場合、又は当社社外監査役若しくは当社社外取締役で独立委員会委員である者が、取締役、監査役を退任した場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。

- (2) 独立委員会の委員は、当社取締役会で解任の決議がなされたときは、その定めるところにより任期も終了する。

6. 招集

独立委員会は、当社取締役会の決議又は委員長の職権に基づき、委員長が招集する。

7. 決議方法

独立委員会の決議は、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるとき、その他、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議を行う。

8. 独立委員会の勧告事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランに係る新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置の実施又は不実施
- (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置の中止又は当社による新株予約権の無償取得
- (3) 当社取締役会による買付け等に関する評価・検討期間の延長の可否
- (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

9. 独立委員会の権限

独立委員会は、上記第8項で定める決定にあたって、以下に記載される権限を有する。

- (1) 独立委員会は、買付者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて、追加的な情報を要求することができる。
- (2) 独立委員会は、当社取締役会に対して、買付者等に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合には、当該代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (3) 独立委員会は、十分な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

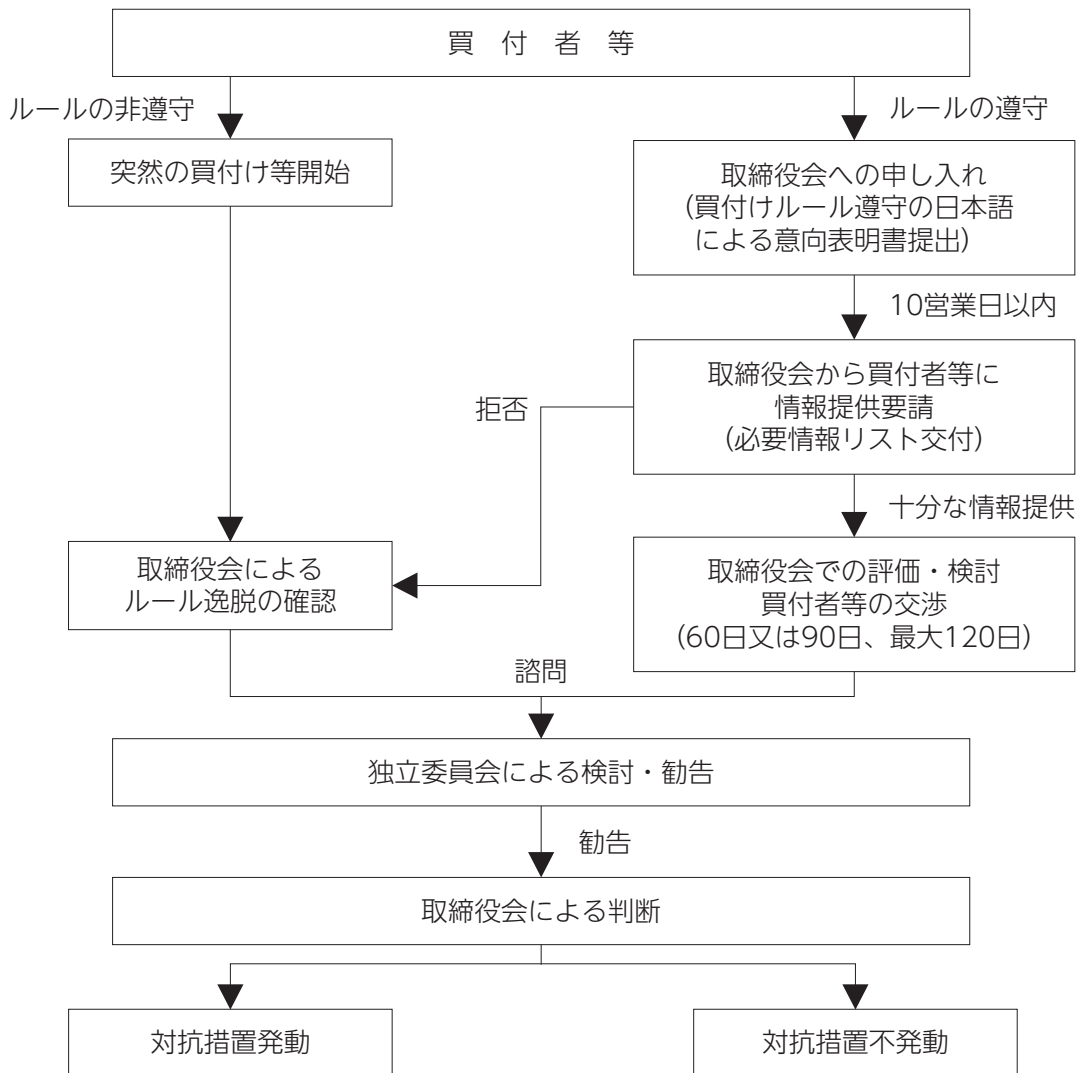
以 上

独立委員会委員の氏名・略歴

氏名	略歴
たなべみつまさ 田邊光政	<p>昭和62年 神戸学院大学法学部長 平成4年 名古屋大学法学部教授 平成12年 名古屋大学名誉教授（現任） 大阪学院大学法学部教授 平成14年 弁護士登録 平成16年 大阪学院大学大学院法務研究科教授 平成25年 大阪学院大学名誉教授（現任）</p> <p>※ 田邊光政氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>
ひらおかたつと 平岡龍人	<p>昭和63年 学校法人大阪国際学園理事 平成9年 宗教法人高野山真言宗大御堂山光平寺住職（現任） 平成13年 学校法人清風明育社理事長、清風情報工科学院学院長（現任） 平成14年 社団法人関西経済同友会常任幹事 平成20年 佛教大学大学院文学博士 日本赤十字社大阪赤十字病院外部評価委員会委員（現任） 特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム理事（現任） 平成21年 財団法人伊藤忠兵衛基金理事（現任） 平成27年 特定非営利活動法人S K C企業振興連盟協議会会長（現任）</p> <p>※ 平岡龍人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>
ぶんややすお 文 箭 安 雄	<p>昭和60年 大阪屋証券株式会社（現岩井コスモ証券株式会社） 代表取締役社長 平成4年 コスモ証券株式会社代表取締役会長 平成8年 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役副会長 平成14年 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長 平成24年 日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役会長 平成28年 日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役相談役（現任）</p> <p>※ 文箭安雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>

以上

本プランの手続きフローチャート（概要）



(註) 上記は、本プランの内容をご理解しやすくするための概要図ですので、詳細につきましては本文をご参照ください。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、別途定める割当て期日における当社の最終の発行済株式数に相当する数を上限として、その保有する株式1株につき新株予約権1個を無償で割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める価額とする。
4. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定める。
7. 当社による新株予約権の取得
当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、当社取締役会が別に定める日の前日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができる。詳細については、当社取締役会において別途定める。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中国及び新興国における成長鈍化や英国のEU離脱問題、保護主義的政策への懸念、中東リスク等があるものの、米国経済は堅調に推移しており、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。わが国経済においても、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直し、設備投資や輸出が増加したことから、緩やかな回復基調で推移いたしました。また、当社事業が密接に関係する再生可能エネルギーの普及は、パリ協定の締結に代表される地球温暖化対策の具体的なエネルギー課題解決を目指してグローバルに拡大を続けています。しかしながら、わが国での普及政策として2012年度より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度も4年を経過し、電力系統への接続問題や段階的な買取価格の低下に伴い、太陽光発電の国内市場は前年度に引き続き停滞が続きました。

このような経営環境のもと、国内太陽光発電市場においては、中でも当社シェアが大きい低圧連系案件の減速影響が大きく、引き続き需要のある高圧連系案件へ、太陽光発電用パワーコンディショナの新製品を投入し拡販に取り組んでまいりましたが、浸透に時間がかかり売上シェアを挽回するには至りませんでした。また、電力の需給バランスに対応可能な蓄電池を併用した太陽光発電との蓄電ハイブリッドシステムも今後の重要戦略商品として住宅向けに販売を進めましたが当初計画に届きませんでした。さらに、市場の拡大が継続している北米においては、2016年より順次販売を開始しましたが、州政府や地域電力会社によって異なる規格や追加で発生した仕様対応に時間を要し、売上が本格化するに至りませんでした。一方、電源ユニットに関しましては、当初の予定通りアミューズメント用アダプタの新製品が第4四半期から販売を開始しました。その他変成器に関しては総じて前年並みで推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,156百万円（前期比33.1%減）、営業損失は3,333百万円（前年同期は営業利益4,916百万円）、経常損失は3,415百万円（前年同期は経常利益4,704百万円）、のれん及び固定資産の減損損失の計上、繰延税金資産の取崩し等により、親会社株主に帰属する当期純損失は5,782百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益3,181百万円）となりました。

なお、配当金に関しましては、中間期で8円を実施しましたが、当期の財政状態、今後の経営環境等、諸般の事情を勘案し、誠に遺憾ではありますが、期末配当は見送りとさせていただきます。

セグメントごとの業績の状況

報告セグメント		第 78 期	第 79 期	前 期 比
変 成 器 事 業	売 上 高	9,158 百万円	9,391 百万円	102.5 %
	営 業 利 益	680	321	47.2
電 源 機 器 事 業	売 上 高	29,945	16,764	56.0
	営 業 利 益	5,029	△3,420	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

① 変成器事業

変成器事業は、前年下期のM&Aにより連結子会社が増加したことに伴い、売上も増加したものの、のれんの償却など経費増により、売上高は9,391百万円（前期比2.5%増）、営業利益は321百万円（前期比52.8%減）となりました。

② 電源機器事業

電源機器事業は、年度末にアミューズメント用電源が順調に出荷を開始したものの、国内太陽光発電市場の低迷、特に低圧連系案件での大幅な減速により、太陽光発電用パワーコンディショナが減少し、売上高は16,764百万円（前期比44.0%減）、営業損失は3,420百万円（前年同期は営業利益5,029百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,721百万円であります。主なものはタイ国田淵電機の新工場の電源機器生産設備、東莞田淵電機有限公司の電源機器生産設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に増資又は社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

当連結会計年度末の有利子負債は9,374百万円となり、前連結会計年度末と比較して4,960百万円増加しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)	第79期 (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	42,803	53,299	39,103	26,156
営業利益 (百万円)	5,499	11,061	4,916	△3,333
経常利益 (百万円)	5,561	11,506	4,704	△3,415
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,100	7,695	3,181	△5,782
1株当たり当期純利益 (円)	101.44	190.40	78.72	△143.07
総資産 (百万円)	23,977	37,802	36,823	31,844
純資産 (百万円)	6,880	14,661	16,363	9,905
1株当たり純資産 (円)	164.27	362.74	404.86	245.08

(注) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)	第79期 (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	31,550	42,788	29,822	16,309
営業利益 (百万円)	3,618	7,437	3,380	△4,358
経常利益 (百万円)	3,950	7,928	3,583	△4,068
当期純利益 (百万円)	3,060	5,082	2,288	△6,433
1株当たり当期純利益 (円)	75.70	125.75	56.63	△159.18
総資産 (百万円)	17,337	28,212	25,657	18,261
純資産 (百万円)	5,553	10,206	11,797	4,822
1株当たり純資産 (円)	137.39	252.54	291.89	119.32

(注) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

今後の世界経済は、欧州は、フランスやドイツ等で政治的不透明感を抱えているものの、米国は、好調な企業収益、堅調な個人消費の持続が想定され、安定した景気回復が期待されます。中国は持ち直しの動きがみられ、A S E A N諸国も緩やかな景気回復の動きが想定されています。わが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善が見込まれ、引き続き景気回復が続くことが期待されます。一方、当社が主力事業を展開しているエネルギー関連事業は、国内においては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の法改正が施行され、既に認定済みでありながら滞留していた太陽光発電設置案件が失効するなど、市場環境は引き続き厳しくなる見込みです。今後は、買取価格の引き下げが継続的に行われ、暫くは需要の減少は続くと思われまます。しかしながら、グローバルにみると、各国のエネルギー政策としてCO2削減による地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入拡大の流れは今後大きく進む見込みであり、その中でも太陽光の役割はますます重要なものになってまいります。

このような状況下にあって、当社グループは、引き続き新エネルギー分野を主領域としたGlobal Power-Solution Companyを目指して取り組んでおります。今期の方針としては、全部門がお客様と真摯に向き合う「User Driven」、当社製品を世界各地へ届ける「Global Merchandise」、「品質は命」の企業理念をもう一度見つめなおす「Quality First」を掲げ取り組んでまいります。

優先課題として、まずは市場環境の冷え込みに伴って大きく落ち込んだ収益の改善を目指して様々な経営改善策を実行します。

第1に、固定費の徹底的な削減により収益性を改善します。具体的には、生産体制の最適化、労務費等の適正化及び経費削減の徹底により、筋肉質なコスト構造を達成します。

第2に、「エネルギー・ソリューション事業本部」「電源・デバイス事業本部」の2事業部制を導入し、意思決定の迅速化と、収益責任を明確化させます。

第3に、市場で勝ち抜ける強力な製品ラインナップを拡充します。具体的には、エネルギー・ソリューション事業では、グローバル展開を加速させ、特に市場拡大に期待が持てる北米市場に注力します。パワーコンディショナ市場のセグメント別戦略の下で、住宅用には蓄電ハイブリッドシステム (EIBS)、メガソーラー対応にはコスト最重視の新製品の投入等、「高付加価値化」と「コスト重視」の二本柱を推進します。また、電源・デバイス事業では、今後需要拡大が期待されるアミューズメント機器向けACアダプタの供給体制を確保し、徹底した原価低減を図るとともに、輸送機器向け製品の販売促進や、販売チャネルの欧州への拡大を進めます。

この他、中長期的な技術優位性を確保するための国内外研究開発体制の一層の充実や、グループ全体で取り組んでいる品質及び生産革新活動により、品質の向上及び原価力の強化を図り、収益基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品	用 途
変成器事業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ 水冷式トランス 大型電磁石 磁場コイル マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルAV機器 情報通信機器 調理・空調機器 アミューズメント機器
電源機器事業	パワーコンディショナ 蓄電ハイブリッドシステム 各種スイッチング電源 ACアダプタ バッテリーチャージャ マグネトロン駆動用インバータ ランプドライブ用電子安定器 LED照明用電源 各種機器の組立	産業機器 ヘルスケア・医療機器 輸送機器

(7) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本 社 (大阪市)
東 京 支 社 (東京都千代田区)

② 主要な子会社

田淵電子工業株式会社 (栃木県大田原市)
テクノ電気工業株式会社 (神奈川県秦野市)
タイ国田淵電機 (タイ国 チャチュンサオ県)
上海田淵変圧器有限公司 (中国 上海市)
香港田淵電機有限公司 (中国 香港特别行政区)
東莞田淵電機有限公司 (中国 広東省)
ベトナム田淵電機 (ベトナム バクニン省)
米国田淵電機 (米国 カリフォルニア州)
マルシュナー田淵電機 (ドイツ バーデン=ヴュルテンベルク州)

(8) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,764名	492名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（560名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	336名	10名減	44.1歳	10.1年
女性	48	15名減	35.4	6.4
合計又は平均	384	25名減	43.1	9.6

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者（27名）及び臨時雇用者数（2名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
田淵電子工業株式会社	282百万円	100.0%	電源機器の製造販売
タイ国田淵電機	100百万バツ	100.0	変成器、電源機器の製造販売
香港田淵電機有限公司	72百万香港ドル	100.0	変成器、電源機器の販売
東莞田淵電機有限公司	5,000千米ドル	(間接) 100.0	変成器、電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司	6,500千米ドル	100.0	変成器の製造販売
ベトナム田淵電機	5,000千米ドル	(間接) 100.0	変成器の製造販売

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(10) その他の重要な関連会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社	3,760 ^{百万ウォン}	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司	25,000 ^{千元}	(間接) % 50.0	変成器の製造販売

(注) 韓国トランス株式会社及び江西碧彩田淵変圧器有限公司は持分法適用会社であります。

(11) 主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,787 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	1,975
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,023

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行の借入残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする金融機関4社によるシンジケートローンの残高の一部が含まれております。

(12) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つに据え、業績と財務状況を総合的に勘案し、安定配当の維持を目指す考えであります。

また、内部留保金につきましては、将来の成長分野への重点投入、さらには海外展開や環境対策などに活用すると共に、連結経営基盤の一層の強化を通じて、株主の期待に応えてまいる所存であります。

なお、当期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送らせていただきました。また、次期の配当につきましては、中間配当は見送りとさせていただき、期末配当は業績の推移を踏まえ決定することとし、現時点では未定とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度における業績は連結売上高26,156百万円（前連結会計年度は39,103百万円）、連結営業損失3,333百万円、連結経常損失3,415百万円、連結当期純損失5,782百万円となり、連結貸借対照表の純資産の部は9,905百万円となりました。また当連結会計年度末の連結貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「社債」、「1年内償還予定の社債」及び「リース債務」の合計金額は、9,374百万円となっております。

この結果、当社が株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金に付されている財務制限条項に抵触しており、現在変更契約について協議中である事、及び、株式会社みずほ銀行をエージェントとするグローバル・コミットメントライン契約については、2017年3月31日付で変更契約を締結しておりますが、当社グループを取り巻く経営環境の変化等により、変更契約に基づく財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失し、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性が存在しています。

これらの状況を総合的に勘案すると、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、また、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性も認められます。

当社グループは、以下の「経営改善策」を遂行することで、国内外での売上拡大を図り、中長期的な成長に向けて当該状況を解消し、収益構造の改革および業績の早期回復に努めてまいります。

1. 固定費削減

徹底した省力化の推進や海外拠点の生産配置見直し等、生産体制の最適化を図ると共に、役員報酬・賞与の削減や労務構成の見直し等による人件費の圧縮、及び、物流コストを始めとする管理可能経費の削減等、固定費を徹底して削減してまいります。

2. 事業組織改革

事業部制組織の導入により、①迅速な意思決定、②事業別収益責任の明確化、③製・技・販・一体化によるグローバルでの製品開発及び販売体制の強化を実現してまいります。

3. 強力な製品ラインナップの拡充による売上拡大

機能を絞ったコスト競争力の高い製品の投入、大規模発電所の使用にも耐えうる大容量モデルの順次投入（50kw以上）、従来のハイスpekク製品とのラインナップ充実による提案力の強化、グローバルで戦えるコスト最重視の新製品の投入等を進めてまいります。

上述の対応に加えて、取引金融機関に対しては適時に当社グループの経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一層の安定化に努めており、2017年3月に合計1,700百万円の長期借入を実行したほか、追加の長期借入についても協議を進めております。

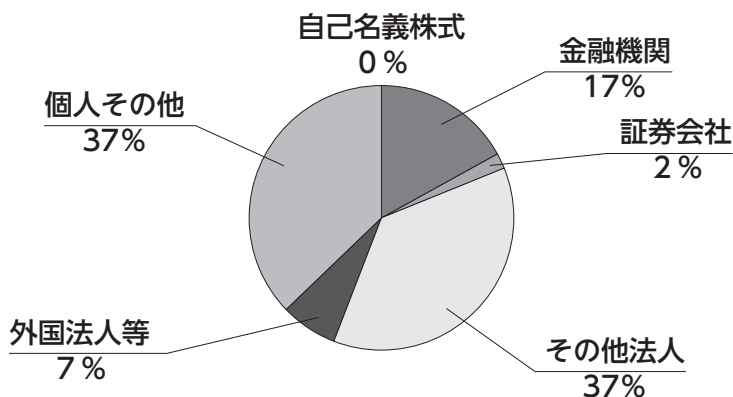
2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 40,502,649株 (うち自己株式85,042株)
 (3) 株 主 数 9,013名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
T D K 株 式 会 社	8,000	19.79
美 登 里 株 式 会 社	2,824	6.98
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,883	4.66
田 淵 暉 久	1,201	2.97
株 式 会 社 銭 高 組	900	2.22
ミ ヨ シ 電 子 株 式 会 社	635	1.57
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	625	1.54
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600	1.48
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	600	1.48
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	590	1.46

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数85,042株を控除した発行済株式総数40,417,607株により算出しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

株式分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	田 淵 暉 久	
※取締役社長	貝方士 利 浩	執行役員会議長
取 締 役	阪 部 茂 一	副社長執行役員 技術開発総括本部長
取 締 役	佐々野 雅 雄	常務執行役員 経営管理本部統括
取 締 役	塩 津 晴 二、	
取 締 役	早 野 利 人	中部大学 経営情報学部教授 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団顧問 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	齋 藤 昇	TDK株式会社 取締役 常務執行役員
監 査 役	尾 崎 利 明	常勤
監 査 役	米 田 秀 実	弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員） 株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役
監 査 役	林 浩 志	税理士（林税理士事務所 所長）

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役塩津晴二、早野利人及び齋藤昇の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役米田秀実氏及び林浩志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役尾崎利明氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有しており、また、監査役林浩志氏は、税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役米田秀実氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役塩津晴二、氏及び早野利人氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 監査役米田秀実氏及び林浩志氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	坂 本 幸 隆	資材本部統括
執 行 役 員	井 玉 敢	ベトナム田淵電機社長
執 行 役 員	黒 肱 正 彦	営業本部統括
執 行 役 員	杉 谷 純之介	タイ国田淵電機社長
執 行 役 員	高 田 充 人	営業本部副統括
執 行 役 員	佐 藤 宗 計	技術開発総括本部第4技術開発本部統括
執 行 役 員	灘 口 紀 男	品質本部統括

(注) 当事業年度中の執行役員の異動は、次のとおりであります。

吉原宅二氏は平成28年6月29日、佐藤宗計氏は平成29年3月31日をもって、執行役員を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役及び社外取締役の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 当事業年度に係る当社の取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	7名	181百万円	うち社外取締役3名 19百万円
監 査 役	3名	28百万円	うち社外監査役2名 9百万円
合 計	10名	209百万円	

(注) 平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は年額3億円（うち社外取締役は年額30百万円）、監査役は年額50百万円（うち社外監査役は年額20百万円）であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（平成29年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	早野利人	中部大学	経営情報学部教授	特別の関係はありません。
		公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団	顧問	特別の関係はありません。
		日本軽金属ホールディングス株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
	齋藤昇	TDK株式会社	取締役役員 常務執行役員	資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
社外監査役	米田秀実	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁 護 士	弁護士法人と顧問契約を締結しております。
		株式会社マイスターエンジニアリング	社外監査役	特別の関係はありません。
	林浩志	林税理士事務所	税 理 士	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	塩津晴二、	当事業年度に開催した取締役会15回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	早野利人	当事業年度に開催した取締役会15回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	齋藤昇	当事業年度に開催した取締役会15回中9回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
社外監査役	米田秀実	当事業年度に開催した取締役会15回中13回に出席し、また、監査役会13回中12回に出席し、必要に応じて、主に企業法務に精通した弁護士としての観点から発言を行っております。
	林浩志	当事業年度に開催した取締役会15回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

③ 独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する明確な基準を定めておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考とし、社外取締役と当社グループとの利害関係を慎重に調査・検討したうえで、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、多様な事業分野において経営に関する豊富な知見や専門性の高い知識等を有することを重視して社外取締役を選任しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司及びベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の執行に支障があると判断した場合に、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「経営理念」「企業目的」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

(1) 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけております。法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人に対して周知することとしております。
- ② 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行っております。
- ③ 当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

(当該体制の運用状況)

当社は、法務研修等を通じて役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、企業行動規範の遵守誓約書の提出を通じて啓蒙及び周知徹底を図っております。また監査役監査及び内部監査によって、当社及び当社グループの取締役、使用人の職務が法令、定款及び社内規程等に基づき適切に執行されていることを確認しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(当該体制の運用状況)

取締役会、執行役員会等の重要な会議の資料及び議事録等は、十分なセキュリティを確保した上で、常時閲覧可能な当社役員限定の社内ウェブサイト上で適切に管理・保存して

おります。また、IT部門による情報セキュリティに関する社内研修を実施し情報管理体制の整備を進めております。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。
- ② 当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしています。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会の指示のもと、各部門及びグループ各社における重要リスクの洗出し及びリスク情報の共有化を図っております。また、当社従業員を対象に安否情報確認システムの導入を実施し、震度5弱レベルの地震が発生した場合に従業員及び家族の安否が確認できる体制を整えております。

(4) 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。
- ③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(当該体制の運用状況)

取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員による執行役員会を12回開催するとともに、組織体制強化の一環として専門職制度を創設し管理職の業務範囲と職務権限の明確化を図り、業務運営の効率化を図っております。

(5) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準じたコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。
- ② グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求め等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

各グループ会社の取締役会を毎月開催し、各社における重要事項の機関決定を行うとともに、事業経営の状況について確認し、必要な指導並びに支援を適切に実施しています。また、監査役監査及び内部監査室により実施した監査結果を各グループ会社社長及び本社代表取締役社長に報告しております。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
- ② 当社監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(当該体制の運用状況)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことは求められておらず、該当事項はありません。

(7) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。
- ② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査役に報告をするものとします。
- ③ 当社監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。
- ④ 当社監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。
- ⑤ 当社監査役に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。
- ⑥ 当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(当該体制の運用状況)

監査役は監査方針を含む監査計画を策定し、毎月定時監査役会を開催し監査役間の情報共有を行っております。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して監査役会への出席を求める等、取締役及び使用人との対話を深め会社の状況把握に努めております。さらに毎月開催される取締役会、執行役員会、全体執行会議等の主要会議への出席、及び適宜グループ会社への往査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。なお、監査役の職務遂行に必要な費用については、監査役の請求に従い審査のうえ速やかに処理しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

(当該体制の運用状況)

当社は、所轄警察署と緊密に連携するとともに、企業防衛対策協議会に加盟し、反社会的勢力対応のための体制構築に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(i) 経営理念・企業目的

当社グループは、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念のもと、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することです。』と定め、企業価値ひいては株主共同利益の向上に努めております。

(ii) 基本戦略の概要

「Global Power-Solution Company」を基本戦略として、パワーエレクトロニクス市場での国際的な拡大・展開を推し進めてまいります。そのために大きく3つのアクションプランを実行してまいります。

①事業領域の明確化

先進のパワーエレクトロニクス技術を志向した「特徴あるデバイス（変成器等）とひと味違うパワーソリューション・プロダクト」をもって、以下の4分野に展開いたします。

- ・エネルギー分野
- ・産業機器分野
- ・輸送機器分野
- ・ヘルスケア・医療機器分野

②製品開発方針の明確化

“世の中にないもの”への志向のもと、先進技術へ積極果敢に経営リソースを投入してまいります。製品開発にあたり「市場近接度」「設計開発期間」に応じた短期・中期・長期の3層マーケティング体制を構築し、市場・技術の見極めを実施してまいります。さらに技術体制の強化にも取り組んでまいります。

③経営基盤の強化

キャッシュフロー経営の強化、組織体制の強化、ブランドの強化に取り組んでまいります。

これらの経営諸施策を推進し、中長期経営の安定化と企業価値増大を目指してまいります。

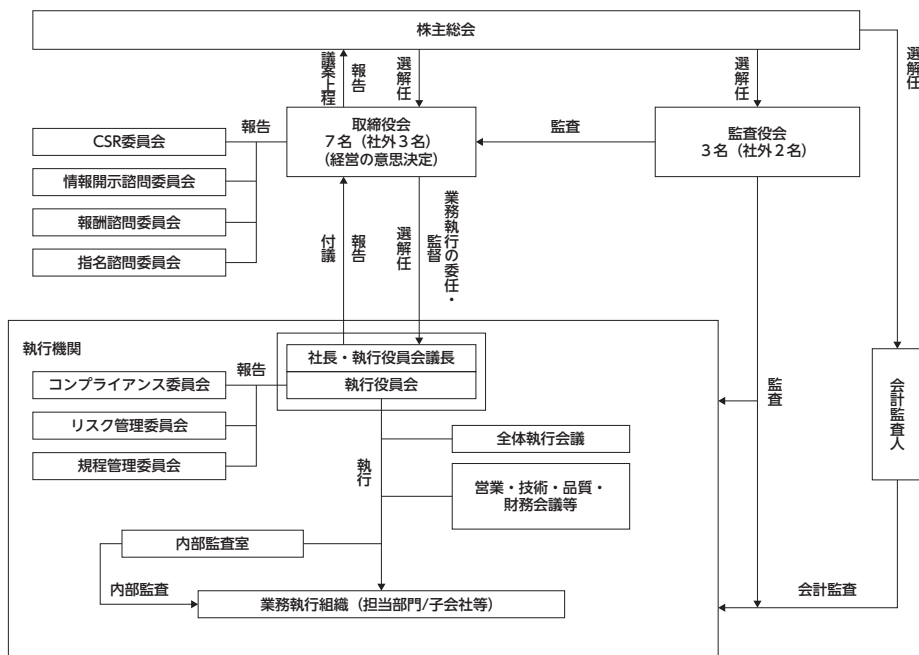
(iii) コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営理念及び企業目的のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、平成26年度からは執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図っております。なお、経営に対する監督機能の強化を図るために、取締役7名のうち社外取締役3名を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図



(3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針を実現するための取組みとして、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の平成26年5月26日付のニュースリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください(<http://www.zbr.co.jp/>)。なお、本プランの有効期限は、平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時でありますので、当社は、会社法第370条及び当社定款第24条第2項(取締役会の決議に替わる書面決議)に基づき、本プランの更新に関する議案を本株主総会に提出することを、平成29年6月2日付にて決議しております。当該議案の詳細につきましては、本株主総会に係る株主総会参考書類をご参照ください。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することにあります。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行い、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

(4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者

等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。

③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

④ 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、本株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑥ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑧ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年の定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	19,722	I 流動負債	14,677
現金及び預金	4,365	支払手形及び買掛金	3,111
受取手形及び売掛金	5,091	電子記録債務	1,323
電子記録債権	177	短期借入金	5,999
商品及び製品	4,896	1年内返済予定の長期借入金	934
仕掛品	540	1年内償還予定の社債	60
原材料及び貯蔵品	3,627	リース債務	71
繰延税金資産	51	未払金	1,543
その他	973	未払法人税等	45
貸倒引当金	△0	賞与引当金	260
II 固定資産	12,121	製品保証引当金	248
有形固定資産	7,391	その他	1,079
建物及び構築物	2,069	II 固定負債	7,261
機械装置及び運搬具	3,407	社債	30
土地	942	長期借入金	2,232
建設仮勘定	264	リース債務	46
その他	707	退職給付に係る負債	666
無形固定資産	1,409	繰延税金負債	505
投資その他の資産	3,319	資産除去債務	185
投資有価証券	1,778	長期前受収益	3,214
長期貸付金	284	その他	379
繰延税金資産	29	負債合計	21,938
その他	1,229	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1	I 株主資本	10,472
III 繰延資産	0	資本金	3,611
社債発行費	0	利益剰余金	6,882
資産合計	31,844	自己株式	△21
		II その他の包括利益累計額	△567
		その他有価証券評価差額金	125
		繰延ヘッジ損益	△34
		為替換算調整勘定	△585
		退職給付に係る調整累計額	△72
		純資産合計	9,905
		負債純資産合計	31,844

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		26,156
II 売上原価		23,488
売上総利益		2,668
III 販売費及び一般管理費		6,001
営業損失		3,333
IV 営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	5	
持分法による投資利益	91	
デリバティブ利益	2	
その他の	47	151
V 営業外費用		
支払利息	78	
売上割引	14	
為替差損	74	
支払手数料	61	
その他の	3	233
経常損失		3,415
VI 特別損失		
減損損失	1,050	
固定資産除売却損	83	
その他の	78	1,213
税金等調整前当期純損失		4,628
法人税、住民税及び事業税	169	
法人税等調整額	985	1,154
当期純損失		5,782
親会社株主に帰属する当期純損失		5,782

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	11,082	I 流動負債	7,764
現金及び預金	2,790	支払手形	137
受取手形	210	買掛金	2,263
売掛金	4,179	電子記録債務	91
電子記録債権	106	短期借入金	2,404
商品及び製品	2,521	1年内返済予定の長期借入金	556
仕掛品	81	1年内償還予定の社債	60
原材料及び貯蔵品	1,201	リース債務	21
前払費用	143	未払金	1,158
短期貸付金	224	未払費用	78
その他	806	未払法人税等	5
貸倒引当金	△1,183	賞与引当金	145
		製品保証引当金	248
		その他	591
II 固定資産	7,178	II 固定負債	5,674
有形固定資産	947	社債	30
建物	261	長期借入金	1,453
構築物	3	リース債務	1
機械装置	195	退職給付引当金	265
工具器具備品	372	長期前受収益	3,214
土地	76	繰延税金負債	102
建設仮勘定	37	債務保証損失引当金	389
無形固定資産	1,223	その他	216
ソフトウェア	1,223	負債合計	13,439
投資その他の資産	5,007	(純資産の部)	
投資有価証券	459	I 株主資本	4,730
関係会社株式	3,061	資本金	3,611
従業員長期貸付金	3	利益剰余金	1,140
長期貸付金	420	利益準備金	177
長期前払費用	778	その他利益剰余金	962
その他	284	繰越利益剰余金	962
貸倒引当金	△1	自己株式	△21
III 繰延資産	0	II 評価・換算差額等	91
社債発行費	0	その他有価証券評価差額金	127
		繰延ヘッジ損益	△35
資産合計	18,261	純資産合計	4,822
		負債純資産合計	18,261

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		16,309
II 売上原価		15,527
売上総利益		782
III 販売費及び一般管理費		5,141
営業損失		4,358
IV 営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	384	
デリバティブ利益	5	
その他の	34	435
V 営業外費用		
支払利息	14	
社債利息	0	
売上割引	14	
為替差損	53	
支払手数料	59	
その他の	2	144
経常損失		4,068
VII 特別損失		
関係会社株式評価損	1,178	
債務保証損失引当金繰入額	389	
固定資産除売却損	0	1,569
税引前当期純損失		5,637
法人税、住民税及び事業税	90	
法人税等調整額	705	796
当期純損失		6,433

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

田淵電機株式会社 監査役会
常勤 監査役 尾崎 利明 殿
監査役 米田 秀実 殿
監査役 林 浩志 殿

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 祥二郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は当連結会計年度において売上高の著しい減少、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上及びグローバル・クレジット・ファシリティ契約の財務制限条項のうち、連結純資産基準に抵触している等の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

田淵電機株式会社 監査役会
 常勤監査役 尾崎利明殿
 監査役 米田秀実殿
 監査役 林浩志殿

有限責任監査法人 トーマツ
 指定有限責任社員 公認会計士 吉村祥二郎 ㊞
 業務執行社員
 指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は当事業年度において売上高の著しい減少、重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上及びグローバル・クレジット・ファシリティ契約の財務制限条項のうち、単体純資産基準に抵触している等の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
 以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月1日

田淵電機株式会社	監査役会
常勤監査役	尾崎利明 ㊟
社外監査役	米田秀実 ㊟
社外監査役	林浩志 ㊟

以上

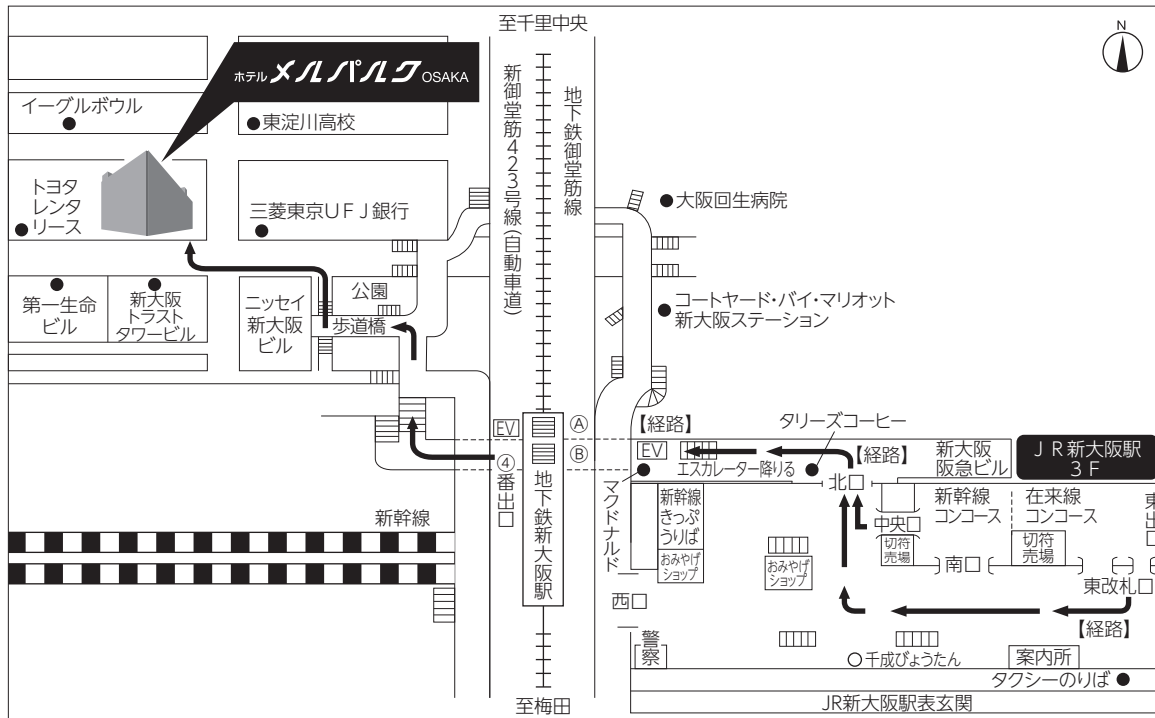
株主総会会場 ご案内図

会場

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階会議室

電話

06-6350-2111



交通機関 ●最寄駅 JR新大阪駅又は地下鉄御堂筋線新大阪駅

◎新幹線・在来線をご利用の場合

[新幹線より]中央口を出て右折し北口へ向かう。

[在来線より]東改札口を出て右へ約150m直進し右折、そのまま直進して北口へ向かう。

[北口より]北口を出て左折。エスカレーターを2階に降りて、地下鉄御堂筋線連絡通路を通り④番出口より、矢印にそってお越しください。

※北口より徒歩約6分

◎地下鉄御堂筋線をご利用の場合

④番出口より④番出口を出て矢印にそってお越しください。

※地下鉄④番出口より徒歩約4分

●公共交通機関のご利用にご協力ください。



田淵電機株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。